

すみトーク（自治会役員等との意見交換会）開催要領

（目的）

- 1 社会が急激に変化する中で、自治会の「今（現状）」について、市長が直接、自治会役員等に意見を伺う場（以下「意見交換会」という。）を持ち、米原市自治基本条例に基づく、市民（自治会）と行政がお互いの役割を理解の上、地域が抱える課題を共有し、対話と協働により安心して住み続けられるまちづくりを進めることを目的とする。

（対象）

- 2 意見交換会の開催対象は、自治会単位とする。

（内容等）

- 3 自治会独自の取組紹介のほか、誰もが安心して心豊かに暮らせるまちづくりや持続可能な自治会運営に向けて、自由に意見交換を行うものとする。ただし、陳情・要望を主たる目的とするものは除く。

（開催時期等）

- 4 意見交換会は随時開催し、開催時間はおおむね1時間とする。

（出席者）

- 5 意見交換会の出席者は、自治会役員5人程度とし、自由に率直な意見交換ができる範囲とする。
市からの出席者は、市長、広報秘書課職員および地域振興課職員とする。

（申込手続）

- 6 意見交換会の開催を希望する自治会は、開催申込書（別紙1）に必要事項を記入の上、広報秘書課に申し込むものとする。

（公表）

- 7 意見交換会の内容については、必要に応じ、広報誌、市公式ウェブサイト等により公表するものとする。

（補則）

- 8 この要領に定めるもののほか、意見交換会の実施に関し必要な事項は別に定める。

付 則

この要領は、令和7年5月23日から実施する。